

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例制定の概要について

1 趣旨

地方分権改革の一環として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）」が平成25年6月に成立・公布され、介護保険法の一部が改正されました。

これにより、これまで厚生労働省令等により全国一律に定められていた「指定介護予防支援事業に関する人員及び運営等の基準」及び「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」等について、新たに市が条例で定めることになりました。

2 条例制定の基準

市が定める条例は、次のとおり国が区分した基準に基づき定める必要があります。

基準の区分	内 容
従うべき基準 (以下「従う」という。)	条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準 (以下「参酌」という。)	地方自治体が十分参酌した結果であれば地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。 (「従うべき基準」以外の基準がこれに該当する。)

3 条例制定に向けた基本的な考え方

条例制定にあたっては、国の基準を基本として制定しますが、次に掲げる項目については、市独自の基準を盛り込む予定をしています。

(1) 「海津市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例」(案)に係る検討項目

国の基準	海津市の基準
指定介護予防支援事業者の指定 介護保険法第115条の22の厚生労働省令で定める基準 (介護保険法施行規則(厚生省令第36号)第140条の34の2)	・申請者は法人とする。 【市の考え方】 介護保険法の一部改正に伴い市の条例で委任される事項であり、介護保険法第115条の22第2項第1号の規定に基づき、事業所の指定を行います。

(2) 「海津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(案)に係る検討項目

区分	国の基準	海津市の基準
参酌	記録の保存について 厚生労働省令第 28 条第 2 項で「指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、 <u>2年間</u> 保存しなければならない。	・保存期間を5年間とします。 【市の考え方】 地域密着型サービスの基準を定める条例に合わせて記録の保存期間を5年間とする。 給付費返還に伴う金銭債権の時効については、地方自治法第 236 条の規定により5年間となっており、記録の保存期間を <u>5年間</u> とすることにより保険給付費の返還請求への対応を確実に行うことが可能となる。

(3) 「海津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」(案)に係る検討項目

区分	国の基準	海津市の基準
従う	人員に関する基準 介護保険法第 115 条の 46 第 5 項の厚生労働省令で定める基準 (介護保険法施行規則(厚生省令第 36 号) 第 140 条の 66)	厚生労働省令どおり定めますが、本市の実情に応じて次の人員配置基準を追加します。 ・一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イの(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の部分につきおおむね2,000人ごとに同イの(1)から(3)までに掲げる者のいずれか1人とする。 【市の考え方】 地域包括支援センターの人員に関する基準は、従うべき基準として、国の基準どおりとしますが、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者数が6,000人を超える場合、国の配置基準の考え方に準じて専門職を配置します。

4 施行予定日

平成27年4月1日施行予定

5 条例の基準となる省令等（参考資料）

(1) 「海津市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例」(案)

① 介護保険法第115条の22

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二～七 略

3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

② 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

(法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の三十四の二 法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(2) 「海津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(案)

① 介護保険法第59条

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス(指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二～三 略

2～4 略

② 介護保険法第115条の24

第百十五条の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3～6 略

③ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)

(3)「海津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」(案)

① 介護保険法第115条の46

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2～3 略

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

6～9 略

② 介護保険法施行規則第140条の66

地域包括支援センターの人員及び基本方針に関する基準
(法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 一人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人
- (3) 主任介護支援専門員(第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 一人

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

- (1) 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合
- (2) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。(3)及び次号ロにおいて同じ。)において認められた場合
- (3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか 1 人

二 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。